床 暖 房 契 約

（選択約款）

平成２８年８月1日 実施

久留米ガス株式会社

目　次

項

１．目 的 …… 1

２．選択約款の届出及び変更 …… 1

３．用語の定義 …… 1

４．適用条件 …… 1

５．契約の締結 …… 1

６．使用量の算定 …… 2

７．料 金 …… 2

８．単位料金の調整 …… 3

９．名義の変更 …… 4

１０．契約の変更又は解消 …… 4

１１．設置の確認について …… 4

１２．その他 …… 4

付 則 １．実施の期日 …… 5

２．この選択約款の実施に伴う切り替え措置 …… 5

別 表 １．早収料金及び消費税等相当額の算定方法 …… 6

２．料金表 …… 6

１．目　的

この選択約款は、床暖房の普及を通じ、当社の供給設備の効率的利用を図り、もって合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

２．選択約款の届出及び変更

（１）　この選択約款は、ガス事業法第１７条７項の規定に基づき、九州経済産業局長に届け出たものです。

（２）　当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合、当社は変更の内容をあらかじめお客さまに通知の上、お客さまとの需給契約の内容を、変更後の選択約款とするものとします。

３．用語の定義

この選択約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

（１）「床暖房」とは、消費機器のうちエネルギー源としてガスを使用する熱源機により、放熱器に温水を供給して床暖房を行うものをいいます。

（２）「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

（３）「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款においては８パーセントといたします。

（４）「単位料金」とは、８に定める基準単位料金又は調整単位料金をいいます。

４．適用条件

床暖房を使用する需要で、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

５．契約の締結

（１）　お客さまは、この選択約款を承諾の上、当社に使用を申し込んでいただきます。

（２）　この選択約款に関する契約は、当社が前項の申し込みを承諾した時に成立いたします。

（３）　契約期間は次の期間といたします。

① 新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日までといたします。

② 一般ガス供給約款に定める契約（以下「一般契約」といいます。）又は他の選択約款からこの選択約款へ変更した場合には、この選択約款の契約期間は、変更の日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日までといたします。なお、変更前の契約の契約期間は、この選択約款への変更の日までといたします。

③ 契約期間満了に先立って解約又は変更の申し込みがない場合は、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。

（４） 当社は、この選択約款及び他の選択約款に基づく契約を契約期間満了前に解約又は一般契約への変更をされたかたが、同一需要場所でこの選択約款の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約日又は一般契約への変更の日から１年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、解約又は一般契約への変更が設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。

（５） 当社は、お客さまがこの選択約款の契約期間満了前に他の選択約款への変更を申し込みされた場合には、申し込みを承諾できないことがあります。ただし、他の選択約款への変更が、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。

（６） 当社は、お客さまが当社とのこの選択約款又は他の契約（すでに消滅しているものも含みます。）に基づく料金を、一般ガス供給約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。

６．使用量の算定

当社は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより、その料金算定期間の使用量を算定いたします。

７．料 金

（１） 当社は、料金の支払いが、支払い義務発生の日の翌日から起算して20日以内（以下「早収期間」といいます。）に行われる場合には早収料金を、早収期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金」といいます。）を料金として支払っていただきます。

なお、早収期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。

（２） 当社は、別表の各料金表を適用して、早収料金又は遅収料金を算定いたします。

（３） 料金適用開始日は契約成立後の初回定例検針日の翌日とし、初回定例検針日までの期間については、一般契約の料金表に基づき料金を算定いたします。ただし、当社の他の選択約款に基づく契約の解約と同時にこの選択約款を適用する場合は、当該他の選択約款の料金表に基づき料金を算定いたします。

８．単位料金の調整

（１）　当社は、毎月、（２）②により算定した平均原料価格が（２）①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表の各料金表の各基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表１（３）のとおりといたします。

①　平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（１立方メートル当たり）

＝基準単位料金＋0.081円×原料価格変動額／100円×（1＋消費税率）

②　平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（１立方メートル当たり）

＝基準単位料金－0.081円×原料価格変動額／100円×（1＋消費税率）

（備　考）

上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨てます。

（２）（１）に規定する基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

①　基準平均原料価格（トン当たり）

６６，３５０円

②　平均原料価格（トン当たり）

別表１（３）に定められた各３ヶ月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりＬＮＧ平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）及びＬＰＧ平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額とします。

ただし、その金額が106,160円以上となった場合は、106,160円といたします。

（算　式）

平均原料価格

＝トン当たりＬＮＧ平均価格×0.9423＋トン当たりＬＰＧ平均価格×0.0634

③　原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

（算　式）

イ　平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格

ロ　平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき
原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

９．名義の変更

お客さま又は当社が契約期間中に第三者と合併し、又はその事業の全部もしくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さま又は当社は契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。

１０．契約の変更又は解消

（１）　お客さまのガスの使用状況に変更がある場合、もしくは２（２）により本選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更または解消できるものといたします。

（２）　当社に契約違反があった場合、又はお客さまに契約違反があった場合（４の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。）には契約期間中であっても、相互に契約を解消できるものといたします。

１１．設置確認について

（１）　当社は床暖房が設置されているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。

万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社はこの選択約款の申し込みを承諾しない、又はすみやかにこの選択約款に基づく契約を解約し、解約日以降一般契約を適用いたします。

（２）　床暖房を取り外すなど、４に定める適用条件を満たさなくなった場合は、ただちにその旨を当社に連絡していただきます。

なお、適用条件を満たさなくなった場合は、この選択約款に基づく契約を解約したものといたします。

１２．その他

この選択約款に定めのない事項については、一般ガス供給約款を適用いたします。

付 則

１．実施の期日

本選択約款は、平成２８年８月１日から実施いたします。

別 表

１．早収料金及び消費税等相当額の算定方法

（１） 早収料金は、基本料金と従量料金の合計額から1円未満の端数を切り捨てたものといたします。

（２） 従量料金は、基準単位料金、又は８の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

（３） 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。

① 料金算定期間の末日が１月１日から１月３１日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年８月から１０月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。

② 料金算定期間の末日が２月１日から２月２８日（うるう年は２月２９日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年９月から１１月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。

③ 料金算定期間の末日が３月１日から３月３１日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年１０月から１２月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。

④ 料金算定期間の末日が４月１日から４月３０日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年１１月から当年１月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。

⑤ 料金算定期間の末日が５月１日から５月３１日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年１２月から当年２月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。

⑥ 料金算定期間の末日が６月１日から６月３０日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年１月から３月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。

⑦ 料金算定期間の末日が７月１日から７月３１日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年２月から４月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。

⑧ 料金算定期間の末日が８月１日から８月３１日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年３月から５月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。

⑨ 料金算定期間の末日が９月１日から９月３０日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年４月から６月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。

⑩ 料金算定期間の末日が１０月１日から１０月３１日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年５月から７月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。

⑪ 料金算定期間の末日が１１月１日から１１月３０日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年６月から８月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。

⑫ 料金算定期間の末日が１２月１日から１２月３１日に属する料金算定期間の早収

料金の算定にあたっては、当年７月から９月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。

（４） 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。（小数点以下の端数切り捨て）

料金に含まれる消費税等相当額＝料金×消費税率÷（1＋消費税率）

２．料金表

（１） 適用区分

料金表Ａ　使用量が0立方メートルから24立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表Ｂ　使用量が24立方メートルを超え、45立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表Ｃ　使用量が45立方メートルを超え、60立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表Ｄ　使用量が60立方メートルを超える場合に適用いたします。

（２） 料金表Ａ（消費税等相当額を含みます）

① 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	７４３．０４ 円

② 基準単位料金

1立方メートルにつき	２２５．０７円

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに、８の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

（３）料金表Ｂ（消費税等相当額を含みます）

① 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	１，５８１．５５ 円

② 基準単位料金

1立方メートルにつき	１９０．１３円

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに、８の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

（４）料金表Ｃ（消費税等相当額を含みます）

① 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	３，４３３．６９ 円

② 基準単位料金

1立方メートルにつき	１４８．９６ 円

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに、８の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

（５）料金表Ｄ（消費税等相当額を含みます）

① 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	５，３３３．６３ 円

② 基準単位料金

1立方メートルにつき	１１７．２９ 円

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに、８の規定により算定した１立方メートル当たりの単位料金といたします。